

はじめに

平成19年度、電気通信事業紛争処理委員会は平成19年11月22日に5年ぶりに総務大臣への勧告を行うとともに、11月30日に第3期目の活動を開始した。また、委員会の認知度・利便性の向上など、委員会の機能を強化するための取組を推進した。

委員会は、平成13年11月の発足以来6年余りの間に、合計60件の事案を処理してきた。これらを通じ、コロケーションに関する紛争や、料金設定の在り方を巡る紛争、MVNOとMNO間の接続等の紛争を解決し、ひいては我が国のブロードバンドの普及や通信料金の低廉化などに貢献してきた。

今日、電気通信市場においては、IP化の進展による次世代ネットワーク（NGN）の構築やMVNOを含む移動通信事業者の新規参入に伴う競争の更なる活性化等の展開が見られる。これらに伴い、委員会の対象とする電気通信事業者間の紛争にも従来にない形態のものが出現しつつある。

また、多様な無線システムの出現により周波数がひっ迫している中で、無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の調整が円滑に進むようにするため、平成19年12月に電波法等が改正され、平成20年4月より、当委員会によるあっせん・仲裁手続が開始されることになった。

委員会において、このような電気通信分野の変化や制度変更に対処し、引き続き我が国電気通信の発展に寄与していくためには、紛争処理に係る情報収集等の強化、委員会の認知度・利便性の向上、委員会の知見の情報発信の強化、紛争処理機能強化・制度整備への対応など、委員会の機能を強化するための取組を継続することが重要である。

本報告書では、以上の認識にたつて、第I部において平成19年度における委員会活動の状況について、第II部において平成19年度における紛争処理の状況について、関連する事項を含め幅広く取りまとめている。

当委員会は、これまでの実績を踏まえ、今後とも委員の専門性を生かしながら、迅速かつ円滑な紛争解決に向け、任務に取り組んでまいり所存である。

平成20年4月25日
電気通信事業紛争処理委員会